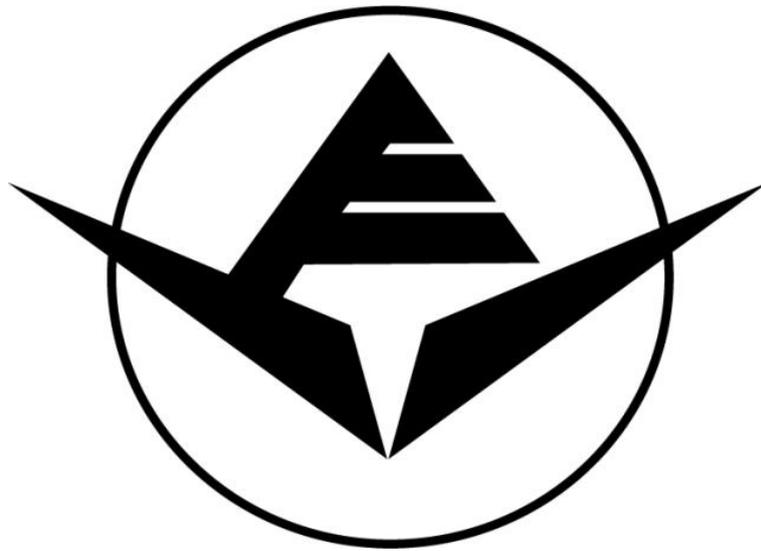


公売物件明細書



お問い合わせ先

長野原町役場 税務会計課 公売担当

〒377-1392

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340番地1

電話0279-82-2247

ホームページ <http://www.town.naganohara.gunma.jp>

公売参加申込期間

令和8年4月14日～令和8年4月27日

入札期間

令和8年5月11日～令和8年5月18日

群馬県吾妻郡長野原町

物件明細書

売却区分の番号	第 1 号	見積価額	金745,000円
		公売保証金	金 80,000円
財産の表示 (土地)			
所在	群馬県吾妻郡長野原町大字大津字馬場		
地番	1 0 4 番 1		
地目	宅地		
地積	5 2 6 . 5 5 m ²		
(以上登記簿による表示)			
物件の位置	・ JR吾妻線群馬大津駅から対象不動産まで、直線距離で北西約350m、及び長野原警察署から直線で約90mのところのところに位置し、戸建てを中心とした背後に山地を有する住宅地域。		
公法上の規制	・ 開発の内容により、長野原町開発事業等の適正化に関する条例及び、長野原町景観条例の適用があります。不明な点は長野原町役場建設課管理国土調査係までお問い合わせください。(電話0279-82-3010) ・ 土砂災害警戒区域に該当し、東側の一部が土砂災害特別警戒区域に該当している。(詳しくは総務課総務係電話0279-82-2244) ・ 対象地域内に建物を建てる場合は、群馬県中之条土木事務所の指導に従う必要があります。(建築基準法により確認申請が必要) ・ 上水道及び下水道については、長野原町役場上下水道課へお問い合わせください。(上水道0279-82-3025、下水道0279-82-3026) ・ 埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。 ・ 土壌汚染及び地下埋設物などの専門的な調査は実施していない。		
接道状況	・ 南側街路、幅員約2.1m舗装町道6-26号線 ・ 建築基準法42条2項道路に該当する。		
物件の概況	地勢	概ね平坦	
	面地条件	幅員：約2.1m町道に接面、間口：約20m、奥行約25m	
	形状	長方形	
使用状況等	・ 雑草が繁茂の状態で、切株等も見受けられる未利用土地となっている。		
特記事項	・ 建物は存在しないが、建物登記簿が残っている。 ・ 北側を中心に土砂災害警戒区域となっており、擁壁が存在している。 ・ 東側に里道が存在し、墓地へ近接している。 ・ 宅地として利用する場合はセットバックが必要になる。		
	1. 長野原町は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2. 長野原町は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、鍵の引渡等についても、すべて買受人自身で行ってください。 3. 長野原町は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 4. 権利移転に必要な書類は、買受代金納付期限までに執行機関に提出して下さい。 5. 権利移転に要する費用(登録免許税等)は買受人の負担となります。 6. 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 7. 土壌汚染などに関する専門的な調査は行っておりません。 8. 境界は、隣接地所有者と協議してください。 9. 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時としま		

<p>注意事項</p>	<p>す。したがって、所有権取得後の財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。</p> <p>10. 売却決定は、「入札価格」欄に記載した金額により行います。</p> <p>11. 公売財産が不動産等の場合、最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格（見積価格以上で、かつ、最高入札価格から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。（国税徴収法第104条の2）</p> <p>12. 次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価格」欄に記載された金額により行います。</p> <p>13. 見取り図等は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺、位置・写真等は実際と異なる場合があります。</p> <p>14. 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、関係公簿等を閲覧したうえで入札してください。</p> <p>15. 暴力団員等でないことの陳述書を、長野原町役場税務会計課宛て提出してください。提出が無い場合は、入札ができません。</p> <p>16. 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。</p> <p>17. 期限までに買受代金の納付が無い場合は、公売保証金は没収となります。</p> <p>18. 期限までに故意に買受代金の納付をしない買受人は、以後2年間、長野原町の公売に参加することができません。</p> <p>19. 売却決定日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更される場合があります。</p> <p>20. 長野原町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは公売に参加できません。</p> <p>21. 地方税法に基づき、不動産取得税及び固定資産税が課税されます。</p>
<p>その他事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、消費税法上の非課税財産です。 ・写真は2025年8月撮影のものです。

問い合わせ先

長野原町役場 税務会計課 公売担当
電話 0279-82-2247（直通）

公売財産周辺地の概要図

売却区分
の番号

第1号

公売財産周辺地の概要図



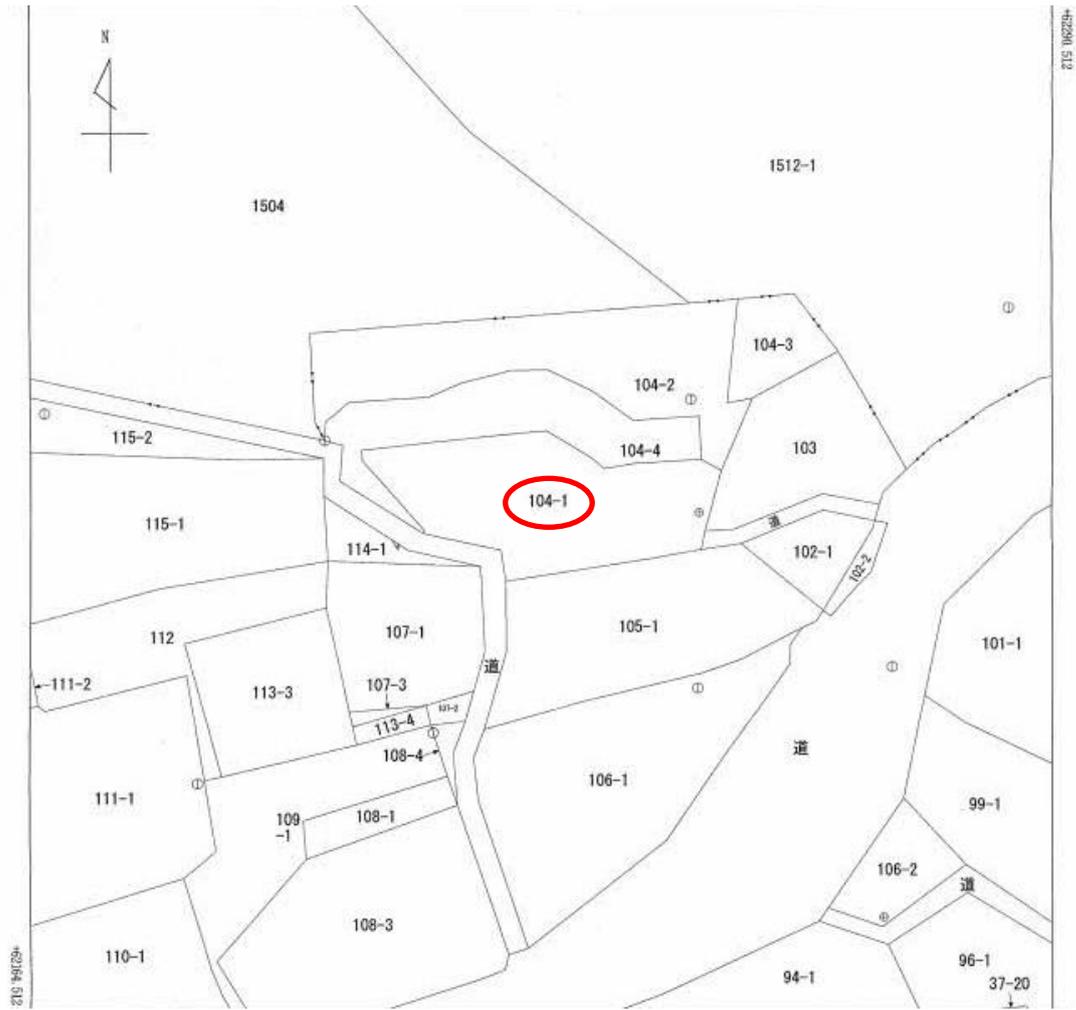
概略図につき正確な位置・形状は示していません。

土地の見取図

売却区分
の番号

第1号

土地の見取図

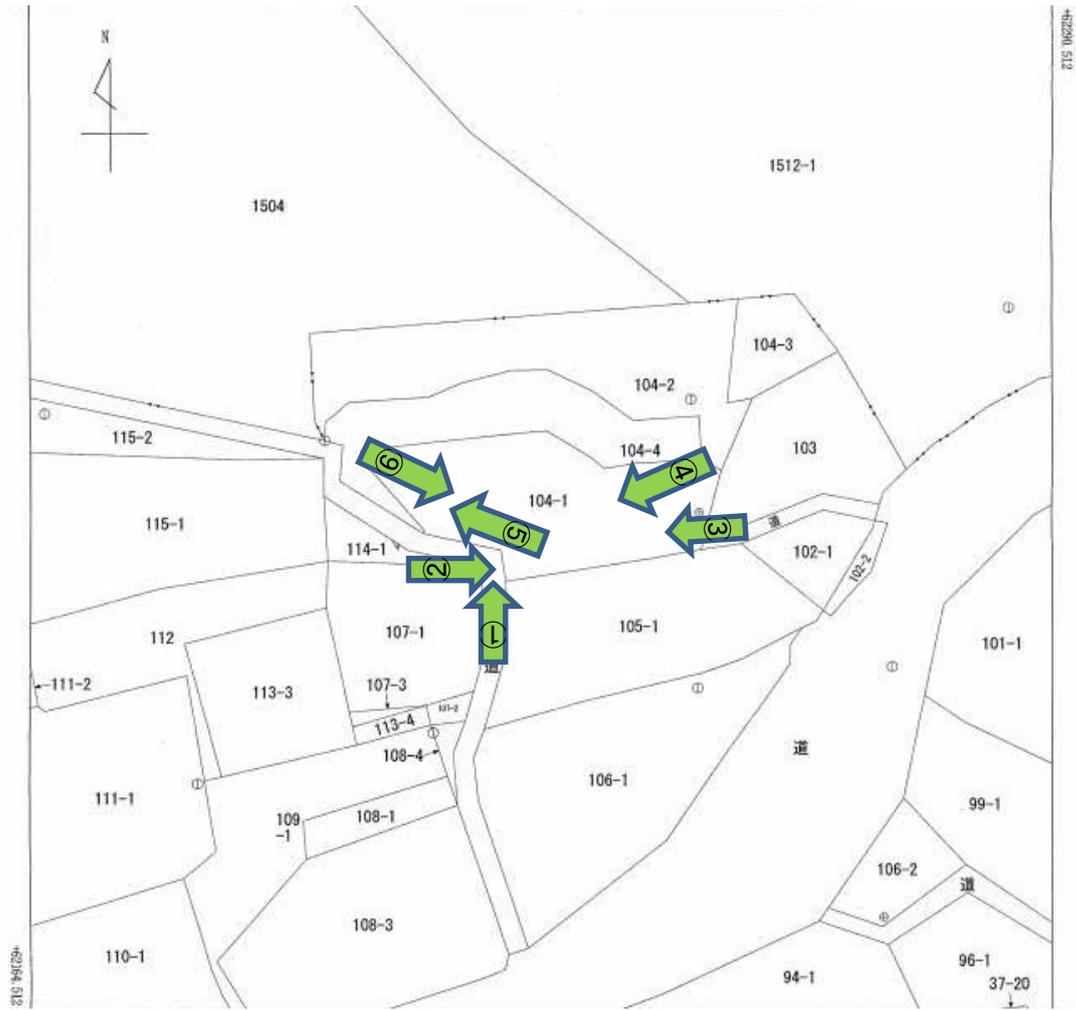


土地の見取図

売却区分
の番号

第1号

土地の見取図



売却区分
の番号

第1号

写 真

「土地の見取図」矢印①方向より撮影



「土地の見取図」矢印②方向より撮影



売却区分
の番号

第1号

写 真

「土地の見取図」矢印③方向より撮影



「土地の見取図」矢印④方向より撮影

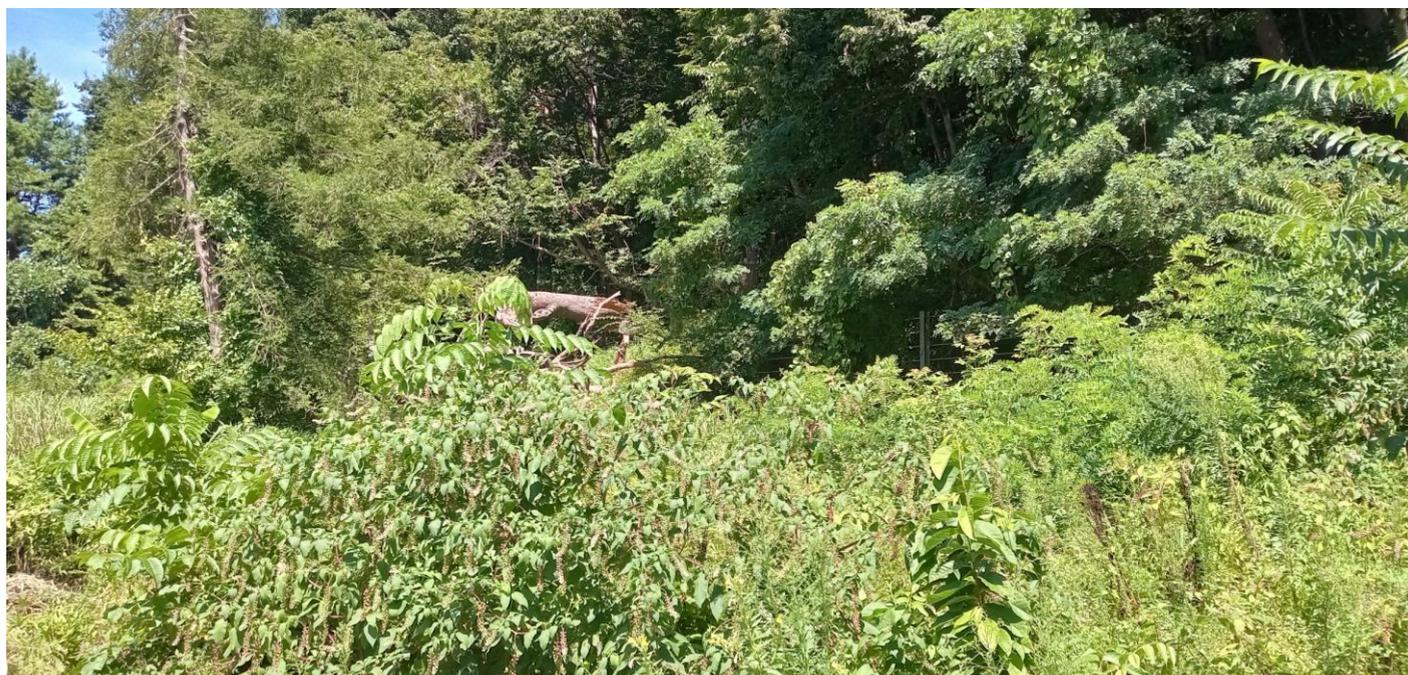


売却区分
の番号

第1号

写 真

「土地の見取図」矢印⑤方向より撮影



「土地の見取図」矢印方⑥向より撮影

